

## 大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱

### (目的)

第1条 大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（以下「事業」という。）は、難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図ることを目的とする。

### (実施主体等)

第2条 事業の実施主体は大阪市（以下「市」という。）とする。

2 事業の実施に当たっては、事業の一部又は全部を、市長が適当と認める講習実施機関等に委託できるものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、次の要件のうちいずれかに該当する者で、原則として、大阪市内において難病患者等に対するホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

(1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに、介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者

(2) 「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年障発第263号社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従事者基礎研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに、1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）に定める介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者

(4) 介護福祉士

### (研修カリキュラム)

第4条 研修は、別紙1－1のカリキュラムによる研修（以下「特別研修」という。）を行うものとする。ただし、必要に応じ科目を追加して実施することは、差し支えないものとする。

2 特別研修の各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	課程内容	受講対象者	時間
難病基礎課程2	(1)難病の保健・医療・福祉制度2 (2)基礎知識2 (3)難病患者の心理学的援助法 (4)介護の実際カリキュラム	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修修了者及び介護福祉士	特別研修 6時間
難病基礎課程1	(1)難病の保健・医療・福祉制度1 (2)基礎知識1 (3)患者の心理と家族の理解	介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 4時間

難病入門課程	(1)難病の保健・医療・福祉制度 1 (2)難病入門 (3)患者の心理と家族の理解	障害者居宅介護従事者基礎研修課程の修了者又は履修中の者、3級課程研修の修了者及び介護福祉士	特別研修 4時間
--------	---	---	-------------

3 市長は、難病入門課程を修了した者が難病基礎課程1の研修を受講する場合においては、難病基礎課程1の研修科目及び研修時間のうち別紙1-2に掲げるとおり免除することができる。

(修了証書の交付等)

第5条 市長は、研修修了者に対し、修了証書（様式第1号）及び携帯用修了証書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等を記載した名簿を管理するものとする。

(事業の指定)

第6条 市長は自ら行う研修事業の他に、大阪市内において社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等が行う類似の研修事業のうち、「難病患者等ホームヘルパー養成研修基準」（以下「指定基準」という。）に定める基準を満たすものを本要綱に基づく研修として指定することができる。

(指定の申請)

第7条 前条に基づく指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修を実施する1か月前までに「難病患者等ホームヘルパー養成研修指定申請書」（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(指定の決定)

第8条 市長は、前条に基づく申請があったときは、指定基準に基づき内容を審査し、指定、不指定の決定をする。

2 市長は、前項に基づく決定をしたときは、申請者に対し、指定の場合は「難病患者等ホームヘルパー養成研修指定通知書」（様式第4号）を、不指定の場合は「難病患者等ホームヘルパー養成研修不指定通知書」（様式第5号）を交付するものとする。

(研修内容の変更)

第9条 指定された研修の実施者（以下「実施者」という。）は、申請内容について変更を行うときは、事前に市長と協議のうえ、「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届」（様式第6号）を市長に提出するものとする。指定研修を休止又は廃止しようとするときも同様とする。

(指定の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する疑義が認められるときは、実施者に対して必要と認める事項の報告を求め、該当することが明らかなときは指定を取り消すことができる。

- (1) 指定研修の実施内容が指定基準を満たしていない場合
- (2) 申請内容と相違がある場合

2 市長は、前項に基づく取り消しの決定をしたときは、「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定取消通知書」（様式第7号）により実施者へ通知するものとする。

（修了証書の交付）

第11条 実施者は、研修修了者に対し、修了証書（様式第8号）及び携帶用修了証書（様式第9号）を交付するものとする。

2 市長は、研修修了者のうち希望する者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢等を記載した名簿を管理するものとする。

（実績報告）

第12条 実施者は、研修修了後速やかに「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施報告書」（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は平成10年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別紙1－1 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 特別研修カリキュラム

課程	研修科目		研修時間	計
難病基礎課程2	(1) 難病に関する行政施策	ア 難病の保健・医療・福祉制度 2	1	6 時間
	(2) 難病に関する基礎知識 2	ア 難病の基礎知識 2	3	
		イ 難病患者の心理学的援助法	1	
	(3) 難病に関する介護の実際	ア 難病に関する介護の事例検討等	1	
難病基礎課程1	(1) 難病に関する行政施策	ア 難病の保健・医療・福祉制度 1	1	4 時間
	(2) 難病に関する基礎知識 1	ア 難病の基礎知識 1	2	
		イ 難病患者の心理及び家族の理解	1	
難病入門課程	(1) 難病に関する行政施策	ア 難病の保健・医療・福祉制度 1	1	4 時間
	(2) 難病に関する基礎知識	ア 難病入門	2	
		イ 難病患者の心理及び家族の理解	1	

別紙1－2 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 特別研修免除科目及び時間

研修科目	研修時間
1 難病に関する行政施策 難病の保健・医療・福祉制度 1	1 時間
2 難病に関する基礎知識 難病患者の心理及び家族の理解	1 時間

様式第1号（第5条関係）

第	号
<b>修了証書</b>	
氏名 生年月日	年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 <u>別記</u> を修了したことを証します。	
令和 年 月 日	
大阪市長	○ ○ ○ ○ 印

様式第2号（第5条関係）

<b>修了証明書（携帯用）</b>	
第	号
氏名 生年月日	年 月 日
上記の者は、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー 養成研修 <u>別記</u> を修了したことを証します。	
令和 年 月 日	
大阪市長	○ ○ ○ ○ 印
(別記) ・難病入門課程 ・難病基礎課程1 ・難病基礎課程2 のうちいずれか を記載する。	

様式第3号（第7条関係）

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定申請書

研修の種類	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（ 課程）	
実施団体等	所在地	Tel
	名称及び 代表者	
	基本約款	別添
研修目的 受講対象者		
研修概要	研修名称	
	受講予定数	
	実施場所	
	実施期間	
	科目・時間数・講師	別添計画書のとおり
	担当者	
	その他(受講料等)	
備考	1. 本研修は「大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」の規定に従い、実施します。 2. 指定後本研修に関し、大阪市長より必要書類の提出又は報告を求められた場合は、その指示に従います。	
大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱第7条の規定に従い、上記のとおり 申請します。		
令和 年 月 日		
所在地 名称 代表者名		
大阪市長様		

難病患者等ホームヘルパー養成研修実施計画書

課程	教 科 名	時間数	実施年月日	講師職名及び氏名
難 病 基 礎 課 程 II	難病の保健・医療・福祉制度 II			
	難病の基礎知識 II			
	難病患者の心理学的援助法			
	難病に関する介護の事例検討等			
難 病 基 礎 課 程 I	難病の保健・医療・福祉制度 I			
	難病の基礎知識 I			
	難病患者の心理及び家族の理解			
難 病 入 門	難病の保健・医療・福祉制度 I			
	難病入門			
	難病患者の心理及び家族の理解			

様式第4号（第8条関係）

大大保 第 号  
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長 名

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった下記の研修につき、難病患者等ホームヘルパー養成研修  
( 課程) として指定することを決定したので通知します。  
なお、研修終了後はすみやかに実施状況を報告してください。

記

1. 研修名称
2. 研修日
3. 実施団体所在地

様式第5号（第8条関係）

大大保 第 号  
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長 名

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業不指定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった下記の研修については、下記の理由により難病患者等ホームヘルパー養成研修（ 課程）として指定することができませんのでその旨通知します。

記

指定できない理由

---

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対し異議申立てができます。

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届

令和 年 月 日

大阪市長様

届出者（法人は名称及び主たる事務所の所在地）  
氏名  
住所

令和 年 月 日付で申請した難病患者等ホームヘルパー養成研修について、次のとおり変更のうえ実施したいので届出します。

記

1. 変更事項

2. 変更理由

大大保 第 号  
令和 年 月 日

様

大 阪 市 長 名

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業指定取消通知書

次の難病患者等ホームヘルパー養成研修事業については、その指定を取り消すことと決定しましたので通知します。

記

1. 取り消す研修

2. 取り消しの理由

様式第8号（第11条関係）

第	号
<b>修了証書</b>	
氏名 生年月日	年月日
あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修 <u>別記</u> を修了したことを証します。	
令和 年 月 日	
研修実施者名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 印

様式第9号（第11条関係）

<b>修了証明書（携帯用）</b>	
第	号
氏名 生年月日	年 月 日
上記の者は、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー 養成研修 <u>別記</u> を修了したことを証します。	
令和 年 月 日	
研修実施者名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名)	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 印
(別記) ・難病入門課程 ・難病基礎課程1 ・難病基礎課程2 のうちいずれか を記載する。	

難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施報告書

令和 年 月 日

大阪市長様

届出者（法人は名称及び主たる事務所の所在地）  
氏名  
住所

大阪市が指定する難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施しましたので、次のとおり報告します。

記

1. 研修実施期間

2. 実施課程

3. 受講者数及び修了者数 受講者数 名／修了者数 名

## 大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修指定基準

大阪市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事業（以下「事業」という。）の指定の基準を次のように定める。

### 1 事業実施者に関する基準

事業実施者は、次の要件をみたさなければならないものとする。

- (1) 事業実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運用に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

### 2 事業内容に関する基準

- (1) 事業が要綱に定めるカリキュラムの内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修カリキュラムが、要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (3) 講義を担当する講師について、学歴、職歴、資格、事務経験等に照らし、各科目を担当するため適切な人材が適当な人数確保されていること。

### 3 研修受講者に関する基準

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 修了の認定方法

ク 開講時間

コ 受講資格

サ 受講手続（募集要領等）

シ 受講料、実習費、テキスト代等

- (2) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

### 4 秘密の保持

- (1) 事業実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意しなければならない。
- (2) 事業実施者は、事業受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分留意するよう指導しなければならない。

1. 難病基礎課程2カリキュラム（6時間）

教科名	目的	内容
(1) 難病に関する行政施策（1時間）		
ア. 難病の保健・医療・福祉制度2（1時間）	・難病の保健・医療・福祉制度のサービスの種類、内容、役割について理解を深める	・難病の保健・医療・福祉制度とサービスの詳細な把握
(2) 難病に関する基礎知識2（4時間）		
ア. 難病の基礎知識2（3時間）	・ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした難病患者の医学・保健の基礎知識について理解を深める	・難病各疾患及び難病に関する保健の理解
イ. 難病患者の心理学的援助法（1時間）	・難病患者に対する心理的援助方法について学習し、その視点を理解する	・心理学的リハビリテーションの効果的な援助方法の概要把握とその基本視点の難病ホームヘルプサービスへの活用
(3) 難病に関する介護の実際（1時間）		
ア. 難病に関する介護の事例検討等（1時間）	・市町村の保健部門及び保健所との関わり方を中心に、異なった職種やサービスとの連携について学習を深める	・市町村の保健部門及び保健所の難病関連事務の学習 ・難病のケースでかかわることの多い異職種や他のサービスとの連携、調整等の事例検討

## 2. 難病基礎課程 1 カリキュラム (4 時間)

教科名	目的	内容
(1) 難病に関する行政施策 (1 時間)		
ア. 難病の保健・医療・福祉制度 1 (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の在宅生活援助に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容、役割について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病の保健・医療・福祉の背景と動向</li> <li>・難病の保健・医療・福祉の制度とサービスの種類、内容、役割の理解</li> </ul>
(2) 難病に関する基礎知識 1 (3 時間)		
ア. 難病の基礎知識 1 (2 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病に関する正しい基礎知識を理解することによって、患者に対する偏見を除く</li> <li>・業務において直面する頻度の高い難病を医学的に理解する</li> <li>・実戦的視点で利用者の状態像を把握し、在宅生活援助に役立つ知識を中心に学習する</li> <li>・援助の基本的方向性を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病についての正しい概念</li> <li>・パーキンソン病、全身性エリテマトーデス等患者数の多い疾患</li> </ul>
イ. 難病患者の心理及び家族の理解 (1 時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の心理に対する理解を深め、心理的援助の在り方について把握する</li> <li>・難病患者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の生活行動と心理</li> <li>・難病患者の人間関係及び患者とのコミュニケーション</li> <li>・難病患者への心理的援助の実際</li> <li>・難病患者の家族のストレス</li> <li>・難病患者の家族とのコミュニケーションと援助</li> </ul>

### 3. 難病入門課程カリキュラム（4時間）

教科名	目的	内容
(1) 難病に関する行政施策（1時間）		
ア. 難病の保健・医療・福祉制度1（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の在宅生活援助に役立つ制度及びサービスを中心にその種類、内容、役割について理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病の保健・医療・福祉の背景と動向</li> <li>・難病の保健・医療・福祉の制度とサービスの種類、内容、役割の理解</li> </ul>
(2) 難病に関する基礎知識（3時間）		
ア. 難病入門（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病に関する正しい基礎知識を理解することによって、患者に対する偏見を除く</li> <li>・難病患者の特徴を把握し、援助の基本的な方向性を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病についての正しい概念</li> <li>・難病患者の特徴の理解と援助</li> </ul>
イ. 難病患者の心理及び家族の理解（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の心理に対する理解を深め、心理的援助の在り方について把握する</li> <li>・難病患者の家族に対する理解を深め、援助の目的と機能を理解する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者の生活行動と心理</li> <li>・難病患者の人間関係及び患者とのコミュニケーション</li> <li>・難病患者への心理的援助の実際</li> <li>・難病患者の家族のストレス</li> <li>・難病患者の家族とのコミュニケーションと援助</li> </ul>